

# 子どもへの虐待とは

保護者が子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう行為です。子どもが持っている4つの権利が守られないことは、虐待に当たります。



## 4つの虐待の種類

### 身体的虐待

- ・なぐる、ける
- ・激しく揺さぶる
- ・戸外に締め出す など



### 性的虐待

- ・子どもへのわいせつな行為
- ・性器を触る・触らせる
- ・裸の写真を撮る など

### ネグレクト (養育の放棄・怠惰)

- ・適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・病気や怪我なのに医師に診せない
- ・乳幼児を家に残したまま外出する
- ・他の人が子どもに暴力を振るうことを放置する
- ・わずかな時間でも、車内に放置する など

### 心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度
- ・暴言を浴びせる
- ・きょうだい間で差別する
- ・子どもの目の前でDV(配偶者に対する暴力)を行う など

# しつけと体罰はどう違うの?

しつけとは、子どもをサポートして社会性を育む行為、体罰は、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こす、または不快感を意図的にもたらす行為のことです。

たとえ、しつけのためと考えていても、子どもの身体や心を傷つける行為は、体罰に該当し、法律でも禁止されています。

## こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので夕食を与えなかった など

すべて「体罰」です

## 虐待を受けた子どもたちは…

虐待は、子どもたちの心身の成長発達に深刻な影響を与えます。



# 次のようなことに気づいたり、見かけたりしたら…

## 子ども の様子

- 子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声が頻繁に聞こえる
- 家に帰りたがらない
- 不自然な外傷(傷、痣、火傷など)が見られる
- 衣服や体が汚れており不衛生
- いつもお腹を空かせており、食事に異常な執着を示す
- 表情が乏しく活気がない(無表情)
- 年齢不相応な性的な言動がある



## 保護者 の様子

- 地域や親族などと交流がなく、孤立している
- 小さい子どもを家に置いたままよく外出している
- 子どもが怪我をしたり、病気になっても受診させない
- 子どもの怪我について不自然な説明をする
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている
- 子どもに対して拒否的な発言をする
- 子どもの前で夫婦喧嘩(暴力・暴言)をしている



ためらわず!  
相談窓口や「189」へ連絡・相談